

第 9 6 回秋田県文化財保護審議会議事要録

日時：令和 4 年 2 月 4 日（木）

13：30～16：30

場所：秋田県総合教育センター
大研修室

1 秋田県教育委員会教育長あいさつ

2 秋田県文化財保護審議会会長あいさつ

3 審議【公開】

秋田県の区域内に存する文化財の指定について

■有形文化財（絵画）平福穂庵筆緑蔭清談

（説明：澤田石主査、補足説明：県立近代美術館鈴木学芸主事）

【菊池委員】

- ・穂庵の人物像、文化財としての価値がよくわかった。明治 19 年の制作とあるが、上京前に角館で描いたものなのか、東京に進出してから描かれたものなのか。

【事務局】

- ・上京前後ということしかわかってない。

【鈴木学芸主事】

- ・明治 19 年春に上京しているので東京で描いた可能性もあるが、まだわかっていない。

【三浦委員】

- ・子の百穂は穂庵と似通っている部分、影響を受けている部分があると思う。秋田県の美術史を考えていく上でも「緑蔭清談」は価値のある作品である。

【事務局】

- ・「緑蔭清談」は穂庵関連の書籍の表紙を飾ることも多い作品で、伝統的画風に新味を加える穂庵の画業や自身の生き方を強く示した作品として評価できると考えている。

【高橋秀晴委員】

- ・「穂庵」の表記について、説明資料では「穂」、鈴木学芸主事のスライドでは「穂」を用いていたが、統一性はあるのか。

【鈴木学芸主事】

- ・近代美術館でも当初は常用漢字の「穂」を用いていたが、10 年ほど前から従来の表記である異体字の「穂」に変えている。今回の指定名称の表記については事務局と検討する。

【高橋秀晴委員】

- ・角館出身だが、秋田蘭画との関わりや影響はないのか。

【鈴木学芸主事】

- ・ある聞き書きでは、穂庵は幼いころから秋田蘭画を観ながら育ったので写実的な画風を身に付けた、とされている。しかし、穂庵が亡くなってすぐに出された伝記には秋田蘭画の話は出てこない。百穂が秋田蘭画を研究していたためそのように認識されたのかもしれない。いつどこで穂庵が秋田蘭画を目にしたのかをひとつずつ検証していかないと証明は難しい。ただ、穂庵は東京では佐竹家の別邸に住んでおり、そこで観た可能性もある。

【高橋秀晴委員】

- ・今後の研究課題ということでよいか。

【鈴木学芸主事】

- ・そうだ。

【高橋秀晴委員】

- ・百穂への影響の説明で紹介された、美術史家・金原省吾の文章ではあまり評価されていない。

【鈴木学芸主事】

- ・金原は伝統的な南画を研究していたこともあるが、評価の違いがこの作品の前衛性、先駆性を際立たせているという印象を私はもっている。

【高橋秀晴委員】

- ・金原のバイアスがかかった評価ということでよいか。

【鈴木学芸主事】

- ・そう考えている。

【高橋秀晴委員】

- ・画期的なものであることはわかった。しかし「乳虎」はまた別の到達点である。穂庵は「緑蔭清談」で示した画法をこのあとも進めていったのか、それともこの作品だけだったのか。

【鈴木学芸主事】

- ・穂庵は「乳虎」のような着彩画の一方で水墨淡彩の技法にも取り組んでいた。線を主体とした描き方や、付け立てと呼ばれるグラデーションを使う表現などの伝統的な水墨技法とは違う、絵の具のように墨を使って印象派風に描くという技法をやろうとしていたようだ。明治19年以降の水墨淡彩の作品をみていると「緑蔭清談」の方向性を模索した作品が散見される。

【高橋秀晴委員】

- ・よくわかった。

【高橋会長】

- ・「緑蔭清談」が文化財として適当であるかどうかということについて幅を広げる議論であった。文化財指定の適否についてはのちほど審議していただきたい。

■有形文化財（書跡・典籍）吉川五明稿本類並びに関係資料（説明：石井主任学芸主事）

【菊池委員】

- ・ 前回の審議会では膨大な資料をどう整理するのかと思っていたが、指定対象とすべきものを示し、うまく説明していただきよくわかった。
- ・ 指定対象外にした短冊なども今後調査が進めば追加指定を想定しているのか。
- ・ 近代になって搜索されたものが秋田県立秋田図書館に寄贈され、現在は秋田県立図書館と秋田県公文書館に所蔵されていると説明資料にあるが、公文書館にどう移行したのかを書かなくていいのか。公文書館開館の際に東山文庫を一括して公文書館に移管し、その中に関係資料が1点あったのでこれを含めたということによいか。

【事務局】

- ・ 東山文庫は公文書館開館の際に一括して公文書館に移管されており、そのため文芸資料ではあるが公文書館に所蔵されている。
- ・ 短冊等については、将来研究が進んで価値が明らかになれば追加指定の対象になりうると考えているが、研究が進んでいないのが現状である。

【高橋会長】

- ・ 「蓼に螢」について、ホタルの幼虫はカワニナなどの巻貝を食するが、成虫はほとんど餌をとらない。「蓼喰う螢」というのは何かに例えた句の世界ならではの表現なのか。

【事務局】

- ・ 自然科学的というよりは、句に自身を投影した文学の世界の表現だと思う。

【高橋会長】

- ・ 掛軸に「鶴頭」というのが出てくるが説明がない。これは五明のことか。

【事務局】

- ・ 五明の別号である。五明は時期によって数十の俳号を使い分けているので、わかるようにしたい。

【林委員】

- ・ 指定対象からはずした短冊の句は、その短冊にしか書いてないということによいか。

【事務局】

- ・ 他の句集等にはみえない。新たなテキストといえる。

【林委員】

- ・ これは指定しなくていいのか。

【事務局】

- ・ 新たなテキストだから指定すべきという考え方はある。しかし、秋田市立中央図書館 明德館の「五明文庫」にも五明自筆の短冊が数十点以上あり、その中にも新たなテキストが混じっているものと考えているが指定対象としなかった。今回も昨年度指定した「五明文庫」に指定基準を合わせた。

【林委員】

- ・ 今後検討するということか。

【事務局】

- ・「五明文庫」の研究が進めば同時に追加指定もありうると考えている。

【高橋秀晴委員】

- ・新しいテキストとしての価値はあるが、短冊の場合は宿賃代わりに書き残す場合もあり、文学作品としての価値が必ずしも高いとは限らない。今後の研究によってこれがどういう由来でどういう状況の中で書かれて評価がどうであるかを総合的に考えて、意味のある新発見であることが確定すれば追加指定もありうる。そのことがわからない今の段階で拙速に指定しても混乱が起きるのではないか。

【高橋会長】

- ・高橋秀晴委員からの今の意見についてはどうか。

【事務局】

- ・本人が代表的な句集に入れなかった、ということも含めて、研究が進むまでは指定はできないと考えている。

【高橋会長】

- ・研究する価値が十分にある資料だと受け止めたいと思う。

【蒔田副会長】

- ・指定名称について、今回の名称と昨年度指定した「五明文庫（吉川五明稿本類並びに関係資料）」を比べると今回のほうが包括的な名称であり、名称からは両者の関係がよくわからない。こういう名前の付け方しか仕方がないのか。説明資料には五明文庫を補うものだとあるが。

【事務局】

- ・同じ躊躇を感じていたがよい代替案がなかった。「五明文庫（吉川五明稿本類並びに関係資料）」を単に「五明文庫」とすれば両者の違いははっきりするが、そうすれば五明文庫の内容がわからなくなる。そこで昨年「（吉川五明稿本類並びに関係資料）」を補い、その段階で今回の名称も予定していた。代替案があったら検討したい。

【蒔田副会長】

- ・難しいところだと思う。補ったものという意味の言葉を名称に入れるのはよくないので、こうせざるを得ないのか。何も知らずに見たときにどう思うかという点について疑問に思った。

【事務局】

- ・秋田県立図書館、秋田県公文書館などの所蔵館を明示すると、将来別の所蔵のものを追加指定しづらくなるということもあり、包括的な名称になった。
- ・文化財一覧表では所在の場所が記載されるので、表をご覧いただければ違うコレクションだということはわかってもらえるのではないかと思うが。

【高橋会長】

- ・いかんともしがたいという回答が続いているが。

【蒔田副会長】

- ・わかった。

【高橋会長】

- ・まったく別物であるという理解をしたいと思う。

- ・他に何かありますか。

【各委員】

- ・（特になし）

【高橋会長】

- ・秋田県教育委員会から諮問を受けて本日審議した２件の指定候補文化財について、県指定が適当であると答申したいと思う。異議ありませんか。

【各委員】

- ・（異議なし）

【高橋会長】

- ・以上をもって、審議を終了します。

4 報告【非公開】

5 その他